

業 務 名 :令和7年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点:第4地下水(北)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2025年4月24日	2025年5月15日												
採取時刻	-	-	8:50	8:50												
天候	-	-	曇り	曇り												
気温	℃	-	20.3	25.4												
水温	℃	-	16.1	18.0												
塩化物イオン	mg/L	-	6800	6800											0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	-	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	7.0(23)	6.9(23)											-	JIS K 0102-1(2021) 12
カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-											0.001	JIS K 0102-3(2022) 14.5
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-											不検出(0.1)	JIS K 0102-2(2022) 9.3.2及び9.5
鉛	mg/L	0.01以下	-	<0.001											0.001	JIS K 0102-3(2022) 13.5
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-											0.01	JIS K 0102-3(2022) 24.3.5
砒素	mg/L	0.01以下	-	<0.001											0.001	JIS K 0102-3(2022) 20.5
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-											0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-											不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル[PCB]	mg/L	検出されないこと	-	-											不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-											0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-											0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-											0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-											0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-											0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-											0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-											0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-											0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-											0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-											0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.006以下	-	-											0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-											0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-											0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-											0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	-	-											0.001	JIS K 0102-3(2022) 26.4
ほう素	mg/L	-	-	-											0.1	JIS K 0102-3(2022) 5.6
ふっ素	mg/L	-	-	-											0.08	JIS K 0102-2(2022) 5.3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											1	硝酸性窒素:JIS K 0102-2(2022) 15.8 亜硝酸性窒素:JIS K 0102-2(2022) 14.4
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-											1	JIS K 0102-2(2022) 13.3
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	-											1	JIS K 0102-2(2022) 13.3
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											0.6	JIS K 0102-2(2022) 14.4
硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											0.1	JIS K 0102-2(2022) 15.8
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-											0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表7
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-											0.0002	平成9年3月環境庁告示第10号付表

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。

1「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業 務 名 : 令和7年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点: 第4地下水 (南)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2025年4月24日	2025年5月15日												
採取時刻	-	-	8:55	8:55												
天候	-	-	曇り	曇り												
気温	℃	-	20.3	25.4												
水温	℃	-	16.0	17.5												
塩化物イオン	mg/L	-	4600	4600											0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	-	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	7.8(22)	7.3(21)											-	JIS K 0102-1(2021) 12
カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-											0.001	JIS K 0102-3(2022) 14.5
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-											不検出(0.1)	JIS K 0102-2(2022) 9.3.2及び9.5
鉛	mg/L	0.01以下	-	0.002											0.001	JIS K 0102-3(2022) 13.5
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-											0.01	JIS K 0102-3(2022) 24.3.5
砒素	mg/L	0.01以下	-	0.004											0.001	JIS K 0102-3(2022) 20.5
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-											0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-											不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル[PCB]	mg/L	検出されないこと	-	-											不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-											0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-											0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-											0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-											0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-											0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-											0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-											0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-											0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-											0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-											0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.006以下	-	-											0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-											0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-											0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-											0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	-	-											0.001	JIS K 0102-3(2022) 26.4
ほう素	mg/L	-	-	-											0.1	JIS K 0102-3(2022) 5.6
ふっ素	mg/L	-	-	-											0.08	JIS K 0102-2(2022) 5.3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											1	硝酸性窒素: JIS K 0102-2(2022) 15.8 亜硝酸性窒素: JIS K 0102-2(2022) 14.4
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-											1	JIS K 0102-2(2022) 13.3
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	-											1	JIS K 0102-2(2022) 13.3
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											0.6	JIS K 0102-2(2022) 14.4
硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											0.1	JIS K 0102-2(2022) 15.8
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-											0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表7
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-											0.0002	平成9年3月環境庁告示第10号付表

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業 務 名 :令和7年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点:第5地下水(北)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2025年4月24日	2025年5月15日												
採取時刻	-	-	9:03	9:00												
天候	-	-	曇り	曇り												
気温	℃	-	20.3	25.4												
水温	℃	-	16.9	18.1												
塩化物イオン	mg/L	-	3400	4300											0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
カドミウム	mg/L	0.003以下	-	<0.001											0.001	JIS K 0102-3(2022) 14.5
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	不検出 (<0.1)											不検出 (0.1)	JIS K 0102-2(2022) 9.3.2及び9.5
有機燐化合物	mg/L	1以下	-	不検出 (<0.1)											不検出 (0.1)	JIS K 0102-4(2024) 7.2.1及び7.2.3
鉛	mg/L	0.01以下	-	0.004											0.001	JIS K 0102-3(2022) 13.5
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	<0.005											0.01	JIS K 0102-3(2022) 24.3.5
砒素	mg/L	0.01以下	-	0.002											0.001	JIS K 0102-3(2022) 20.5
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	<0.0005											0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	不検出 (<0.0005)											不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル〔PCB〕	mg/L	検出されないこと	-	不検出 (<0.0005)											不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	<0.001											0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	<0.001											0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	<0.002											0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	<0.0002											0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	<0.0004											0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	<0.01											0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	<0.004											0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	<0.1											0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	<0.0006											0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	<0.0002											0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.006以下	-	<0.0006											0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	-	<0.0003											0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	<0.002											0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	<0.001											0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	-	<0.001											0.001	JIS K 0102-3(2022) 26.4
ほう素	mg/L	-	-	0.5											0.1	JIS K 0102-3(2022) 5.6
ふっ素	mg/L	-	-	0.66											0.08	JIS K 0102-2(2022) 5.3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											1	硝酸性窒素:JIS K 0102-2(2022) 15.8 亜硝酸性窒素:JIS K 0102-2(2022) 14.4
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-											1	JIS K 0102-2(2022) 13.3
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	-											1	JIS K 0102-2(2022) 13.3
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											0.6	JIS K 0102-2(2022) 14.4
硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											0.1	JIS K 0102-2(2022) 15.8
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-											0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表7
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	<0.0002											0.0002	平成9年3月環境庁告示第10号付表

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	-	-												
採取時刻	-	-	-	-												
天候	-	-	-	-												
気温	℃	-	-	-												
水温	℃	-	-	-												
水素イオン濃度(測定時水温℃)〔pH〕	-	-	-	-											-	JIS K 0102-1(2021) 12
浮遊物質〔SS〕	mg/L	-	-	-											1	昭和46年 環境庁告示第59号 付表8
塩化物イオン	mg/L	-	-	-											0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
ダイオキシン類(毒性当量)	pg-TEQ/L	1以下	-	-											-	JIS K 0312(2020)

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業 務 名 :令和7年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点:第5地下水(南)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2025年4月24日	2025年5月15日												
採取時刻	-	-	9:10	9:17												
天候	-	-	曇り	曇り												
気温	℃	-	20.3	25.4												
水温	℃	-	18.4	19.1												
塩化物イオン	mg/L	-	9600	4700											0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
カドミウム	mg/L	0.003以下	-	<0.001											0.001	JIS K 0102-3(2022) 14.5
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	不検出 (<0.1)											不検出 (0.1)	JIS K 0102-2(2022) 9.3.2及び9.5
有機燐化合物	mg/L	1以下	-	不検出 (<0.1)											不検出 (0.1)	JIS K 0102-4(2024) 7.2.1及び7.2.3
鉛	mg/L	0.01以下	-	<0.001											0.001	JIS K 0102-3(2022) 13.5
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	<0.005											0.01	JIS K 0102-3(2022) 24.3.5
砒素	mg/L	0.01以下	-	0.007											0.001	JIS K 0102-3(2022) 20.5
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	<0.0005											0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	不検出 (<0.0005)											不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル〔PCB〕	mg/L	検出されないこと	-	不検出 (<0.0005)											不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	<0.001											0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	<0.001											0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	<0.002											0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	<0.0002											0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	<0.0004											0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	<0.01											0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	<0.004											0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	<0.1											0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	<0.0006											0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	<0.0002											0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.006以下	-	<0.0006											0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	-	<0.0003											0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	<0.002											0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	<0.001											0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	-	<0.001											0.001	JIS K 0102-3(2022) 26.4
ほう素	mg/L	-	-	1.3											0.1	JIS K 0102-3(2022) 5.6
ふっ素	mg/L	-	-	1.0											0.08	JIS K 0102-2(2022) 5.3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											1	硝酸性窒素:JIS K 0102-2(2022) 15.8 亜硝酸性窒素:JIS K 0102-2(2022) 14.4
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-											1	JIS K 0102-2(2022) 13.3
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	-											1	JIS K 0102-2(2022) 13.3
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											0.6	JIS K 0102-2(2022) 14.4
硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											0.1	JIS K 0102-2(2022) 15.8
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-											0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表7
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	<0.0002											0.0002	平成9年3月環境庁告示第10号付表

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	-	-												
採取時刻	-	-	-	-												
天候	-	-	-	-												
気温	℃	-	-	-												
水温	℃	-	-	-												
水素イオン濃度(測定時水温℃)〔pH〕	-	-	-	-											-	JIS K 0102-1(2021) 12
浮遊物質〔SS〕	mg/L	-	-	-											1	昭和46年 環境庁告示第59号 付表8
塩化物イオン	mg/L	-	-	-											0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
ダイオキシン類(毒性当量)	pg-TEQ/L	1以下	-	-											-	JIS K 0312(2020)

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業 務 名 :令和7年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点:第5地下水(東)

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2025年4月24日	2025年5月15日												
採取時刻	-	-	9:06	9:05												
天候	-	-	曇り	曇り												
気温	℃	-	20.3	25.4												
水温	℃	-	16.7	18.4												
塩化物イオン	mg/L	-	140	97											0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
カドミウム	mg/L	0.003以下	-	-											0.001	JIS K 0102-3(2022) 14.5
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-											不検出 (0.1)	JIS K 0102-2(2022) 9.3.2及び9.5
鉛	mg/L	0.01以下	-	0.001											0.001	JIS K 0102-3(2022) 13.5
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-											0.01	JIS K 0102-3(2022) 24.3.5
砒素	mg/L	0.01以下	-	0.001											0.001	JIS K 0102-3(2022) 20.5
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-											0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-											不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	検出されないこと	-	-											不検出 (0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-											0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-											0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-											0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-											0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-											0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-											0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-											0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-											0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-											0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002以下	-	-											0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テウラム	mg/L	0.006以下	-	-											0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-											0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-											0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-											0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	-	-											0.001	JIS K 0102-3(2022) 26.4
ほう素	mg/L	-	-	-											0.1	JIS K 0102-3(2022) 5.6
ふっ素	mg/L	-	-	-											0.08	JIS K 0102-2(2022) 5.3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											1	硝酸性窒素:JIS K 0102-2(2022) 15.8 亜硝酸性窒素:JIS K 0102-2(2022) 14.4
アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	-											1	JIS K 0102-2(2022) 13.3
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	-											1	JIS K 0102-2(2022) 13.3
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											0.6	JIS K 0102-2(2022) 14.4
硝酸性窒素	mg/L	-	-	-											0.1	JIS K 0102-2(2022) 15.8
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-											0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表7
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-											0.0002	平成9年3月環境庁告示第10号付表

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	-	-												
採取時刻	-	-	-	-												
天候	-	-	-	-												
気温	℃	-	-	-												
水温	℃	-	-	-												
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	-	-	--	--											-	JIS K 0102-1(2021) 12
浮遊物質(SS)	mg/L	-	-	-											1	昭和46年 環境庁告示59号 付表8
塩化物イオン	mg/L	-	-	-											0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
ダイオキシン類(毒性当量)	pg-TEQ/L	1以下	-	-											-	JIS K 0312(2020)

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。
1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業 務 名 :令和7年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点 :第5放流水

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
採取日	-	-	2025年4月24日	2025年5月15日											定量下限値	計量の方法
採取時刻	-	-	9:17	9:25												
天候	-	-	曇り	曇り												
気温	℃	-	20.3	25.4												
水温	℃	-	18.1	18.8												
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	-	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	7.7(21)	-											-	JIS K 0102-1(2021) 12
生物化学的酸素要求量[BOD]	mg/L	60以下	1	1											1	JIS K 0102-1(2021) 18
化学的酸素要求量(CODMn)	mg/L	90以下	12	13											1	JIS K 0102-1(2021) 17.2
浮遊物質[SS]	mg/L	60以下	4	-											1	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
窒素含有量[T-N]	mg/L	120(日間平均60)以下	26	24											0.5	JIS K 0102-2(2022) 17.5
リン含有量[T-P]	mg/L	16(日間平均8)以下	0.02	<0.02											0.02	JIS K 0102-2(2022) 18.4.6
大腸菌数	CFU/mL	800以下	<1	<1											-	昭和37年厚生・建設省令第1号別表第1
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03以下	-	<0.003											0.01	JIS K 0102-3(2022) 14.5
シアン化合物	mg/L	1以下	-	<0.1											0.1	JIS K 0102-2(2022) 9.3.2及び9.5
有機燐化合物	mg/L	1以下	-	<0.1											0.1	JIS K 0102-4(2024) 7.2.1及び7.2.3
鉛及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	<0.01											0.01	JIS K 0102-3(2022) 13.5
六価クロム化合物	mg/L	0.2以下	-	<0.02											0.05	JIS K 0102-3(2022) 24.3.5
砒素及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	<0.01											0.01	JIS K 0102-3(2022) 20.5
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005以下	-	<0.0005											0.0005	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	不検出(<0.0005)											不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	0.003以下	-	<0.0005											0.0005	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	<0.01											0.03	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	<0.01											0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.2以下	-	<0.02											0.02	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.02以下	-	<0.002											0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04以下	-	<0.004											0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1以下	-	<0.1											0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	シス-1,2-ジクロロエチレン 0.4以下	-	<0.04											0.04	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3以下	-	<0.3											0.3	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06以下	-	<0.006											0.006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02以下	-	<0.002											0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
チウラム	mg/L	0.06以下	-	<0.006											0.006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.03以下	-	<0.003											0.003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
チオベンカルブ	mg/L	0.2以下	-	<0.02											0.02	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.1以下	-	<0.01											0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン及びその化合物	mg/L	0.1以下	-	<0.01											0.01	JIS K 0102-3(2022) 26.4
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	5以下	-	<0.5											0.5	JIS K 0102-1(2021) 附属書D.2
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	30以下	-	<0.5											0.5	JIS K 0102-1(2021) 附属書D.3
フェノール類含有量	mg/L	5以下	-	<0.5											0.5	JIS K 0102-4(2024) 5.2.2.2及び5.2.3
銅含有量	mg/L	3以下	-	<0.3											0.3	JIS K 0102-3(2022) 11.6
亜鉛含有量	mg/L	2以下	-	<0.2											0.2	JIS K 0102-3(2022) 12.5
溶解性鉄含有量	mg/L	10以下	-	<1											1	昭和49年環境庁告示第64号 付表2
溶解性マンガン含有量	mg/L	10以下	-	<1											1	JIS K 0102-3(2022) 15.5
クロム含有量	mg/L	2以下	-	<0.2											0.2	JIS K 0102-3(2022) 24.2.5
ほう素及びその化合物	mg/L	20以下(海域以外)	-	<1											1	JIS K 0102-3(2022) 5.6
ふっ素及びその化合物	mg/L	15以下(海域以外)	-	<0.8											0.8	JIS K 0102-2(2022) 5.3
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	22											3	環境庁告示第59号 付表8
アンモニア、アンモニウム化合物	mg/L	200以下	-	22											3	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	-	-	<1											1	JIS K 0102-2(2022) 13.3
アンモニア性窒素	mg/L	-	-	<0.3											0.3	JIS K 0102-2(2022) 14.4
亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	<0.3											0.1	JIS K 0102-2(2022) 15.8
硝酸性窒素	mg/L	-	-	22											0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表7
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5以下	-	<0.05											0.0002	平成9年3月環境庁告示第10号付表
塩化ビニルモノマー	mg/L	-	-	-												

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
採取日	-	-	-	2025年5月15日											定量下限値	計量の方法
採取時刻	-	-	-	9:25												
天候	-	-	-	曇り												
気温	℃	-	-	25.4												
水温	℃	-	-	18.8												
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	-	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	-	7.7(21)											-	JIS K 0102-1(2021) 12
浮遊物質[SS]	mg/L	60以下	-	2											1	昭和46年 環境庁告示59号 付表8
塩化物イオン	mg/L	-	-	230											0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
ダイオキシン類(毒性当量)	pg-TEQ/L	10以下	-	0.00054											-	JIS K 0312(2020)

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。

- 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「日間平均」による排水基準値は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
- 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量がーリットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

令和7年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点：第5保有水

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2025年4月24日	2025年5月15日												
採取時刻	-	-	9:20	9:30												
天候	-	-	曇り	曇り												
気温	℃	-	20.3	25.4												
水温	℃	-	17.3	19.5												
水素イオン濃度(測定時水温℃)〔pH〕	-	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	7.3(22)	6.8(22)											-	JIS K 0102-1(2021) 12
生物化学的酸素要求量〔BOD〕	mg/L	60以下	9	13											1	JIS K 0102-1(2021) 18
化学的酸素要求量〔CODMn〕	mg/L	90以下	22	17											1	JIS K 0102-1(2021) 17.2
浮遊物質量〔SS〕	mg/L	60以下	35	21											1	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
砒素	mg/L	0.01以下	-	0.005											0.001	JIS K 0102-3(2022) 20.5
鉛	mg/L	0.1以下	-	0.002											0.01	JIS K 0102-3(2022) 13.5

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。

業 務 名 : 令和7年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点: 第4浸透水

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	2025年4月24日	2025年5月15日												
採取時刻	-	-	9:00	8:57												
天候	-	-	曇り	曇り												
気温	℃	-	20.3	25.4												
水温	℃	-	17.0	19.0												
塩化物イオン	mg/L	-	10	9.3											0.1	JIS K 0101(1998) 32.5
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	-	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	7.3(22)	7.2(22)											-	JIS K 0102-1(2021) 12
生物化学的酸素要求量	mg/L	60以下 (浸透水は20以下)	2	3												JIS K 0102-1(2021) 18
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.01以下	-	-												JIS K 0102-3(2022) 14.5
全シアン	mg/L	検出されないこと	-	-											不検出(0.1)	JIS K 0102-2(2022) 9.3.2及び9.5
鉛	mg/L	0.01以下	-	0.003											0.001	JIS K 0102-3(2022) 13.5
六価クロム	mg/L	0.05以下	-	-											0.01	JIS K 0102-3(2022) 24.3.5
砒素	mg/L	0.01以下	-	0.012											0.001	JIS K 0102-3(2022) 20.5
総水銀	mg/L	0.0005以下	-	-											0.0001	昭和46年環境庁告示第59号 付表2
アルキル水銀	mg/L	検出されないこと	-	-											不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表3
ポリ塩化ビフェニル[PCB]	mg/L	検出されないこと	-	-											不検出(0.0005)	昭和46年環境庁告示第59号 付表4
トリクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-											0.003	JIS K 0125(2016) 5.2.1
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01以下	-	-											0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
ジクロロメタン	mg/L	0.02以下	-	-											0.002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
四塩化炭素	mg/L	0.002以下	-	-											0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004以下	-	-											0.0004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1以下	-	-											0.01	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04以下	-	-											0.004	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1以下	-	-											0.1	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006以下	-	-											0.0006	JIS K 0125(2016) 5.2.1
1,3-ジクロロプロベン	mg/L	0.002以下	-	-											0.0002	JIS K 0125(2016) 5.2.1
デウラム	mg/L	0.006以下	-	-											0.0006	昭和46年環境庁告示第59号 付表5
シマジン	mg/L	0.003以下	-	-											0.0003	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
テオベンカルブ	mg/L	0.02以下	-	-											0.002	昭和46年環境庁告示第59号 付表6
ベンゼン	mg/L	0.01以下	-	-											0.001	JIS K 0125(2016) 5.2.1
セレン	mg/L	0.01以下	-	-											0.001	JIS K 0102-3(2022) 26.4
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05以下	-	-											0.005	昭和46年環境庁告示第59号 付表7
塩化ビニルモノマー	mg/L	0.002以下	-	-											0.0002	平成9年3月環境庁告示第10号付表

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。

1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

業 務 名 : 令和7年度 高砂市 不燃焼物処理場水質検査業務

採水地点: 放流口吐出水

項目	単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	定量下限値	計量の方法
採取日	-	-	-	-												
採取時刻	-	-	-	-												
天候	-	-	-	-												
気温	℃	-	-	-												
水温	℃	-	-	-												
水素イオン濃度(測定時水温℃)[pH]	-	5.8～8.6(海域以外) 5.0～9.0(海域)	-	-											-	JIS K 0102-1(2021) 12
生物化学的酸素要求量[BOD]	mg/L	60以下	-	-											1	JIS K 0102-1(2021) 18
化学的酸素要求量[CODMn]	mg/L	90以下	-	-											1	JIS K 0102-1(2021) 17.2
浮遊物質[SS]	mg/L	60以下	-	-											1	昭和46年環境庁告示第59号 付表8
窒素含有量[T-N]	mg/L	120(日間平均60)以下	-	-											0.5	JIS K 0102-2(2022) 17.5
燐含有量[T-P]	mg/L	16(日間平均8)以下	-	-											0.02	JIS K 0102-2(2022) 18.4.6
大腸菌数	CFU/mL	800以下	-	-											-	昭和37年厚生・建設省令第1号別表第1

【備考】基準値は、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和五十二年三月十四日総理府・厚生省令第一号)による。
1 「検出されないこと」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。
2 「日間平均」による排水基準値は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。
4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であつて水の塩素イオン含有量がーリットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。